#### 資格の学校 行人 大試験攻略Zoomセミナー

# 相続稅法

<本日のスケジュール>

■ 10:30~11:00(30分) セミナー

■ 11:00~ 質疑応答

※ 10:30になりましたら、セミナーが開始されます。今しばらくお待ちください。

※ 質問は常時受け付けております。「Q&A」ボタンから入力してください。

## セミナー内容

- 1 近年の本試験の傾向(理論編)
- 2 本試験に向けての対策(理論編)
- 3 近年の本試験の傾向(計算編)
- 4 本試験に向けての対策(計算編)
- 5 TAC上級コースの戦略

# 1 近年の本試験の傾向 (理論編)

## 理論の出題形式

個別形式

応用形式

事例形式



## 個別形式



## 各規定(法律)をそのまま記述する形式

(問)配偶者に対する相続税額の軽減の規定について説明しなさい。

【解答】 相続税法第19条の2 \_\_\_\_\_ 理論マスター 3-11



## 応用形式

## キーワードから関連規定を網羅的に挙げる形式



【解答】相続税法第19条の2 相続税法第21条6 相続税法第19条



理論マスター 3-11

理論マスター 4-6

理論マスター 3-10

# 事例形式

具体的な状況が設例として与えられ、 その取扱いを条文に触れながら説明する形式

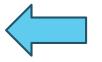
(問)次の設例に基づき、以下の問に答えなさい。

[設例] △は、令和×年×月に、〇に対して口の財産を贈与した。

[問] 〇が取得した財産について、どのような贈与税の課税関係が 考えられるか、条文に触れつつ説明しなさい。

【解答】 取扱い:〇は、~であるため、贈与税が課税される。

関連する条文:相続税法第〇条



理論マスター 〇







# 事例形式 による理解を求める問題

#### 令和5年

#### 令和4年

#### 令和3年

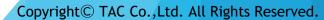
事例形式

- •特定居住用宅地等の意義
- 特定一般社団法人等に対する課税

- ・贈与と相続税の関係
- 非上場株式等の 贈与税の納税猶予
- 贈与税の納税義務 及び課税価格
- ・持分の定めのない法人

応用形式

個別形式



# 2 本試験に向けての対策 (理論編)





# 事例形式



#### 取扱い

事例に沿う文章作成

関連する条文



| 各理論の暗記

条

## 文 = 個別理論



応用形式

対策:規定の関連性

事例形式

対策:取扱いの記述方法





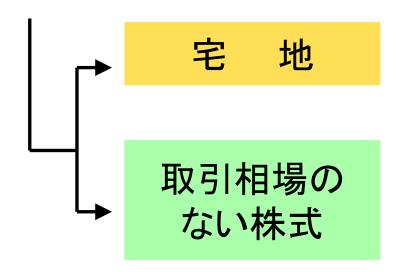
# 3 近年の本試験の傾向 (計算編)





## 相続税額を求める総合問題

## 財産評価が中心



# 4 本試験に向けての対策 (計算編)

### ●総合問題上の出題論点

#### 親族図

相続・遺贈財産の評価

みなし取得財産

債務控除

贈与財産の加算

#### 宅地

- •評価単位
- ・路線価方式による評価
- 小規模宅地等の特例

#### 非上場株式

- •評価方式の判定
- •類似業種比準価額
- •純資産価額

税額控除等

通達、質疑応答事例なども確認!

# 5 TAC上級コースの戦略

## 【上級コース】カリキュラム



### 講義 17回

#### 理論

- ・各規定の詳細な解説
- 多角度からのアプローチ

テキスト

理 論マスター

理 論 ドクター

#### 計算

- •基本論点の再確認
- •特殊論点の網羅

テキスト

トレーニング

理解

## 演習 13回

理論

2題

個別問題 応用問題 事例問題

計算

総合問題 (個別問題)



得点力UP

## 【Re-Startゼミ】~受験経験者向け~

## **相続 税法** ~総合問題における重要論点を上級コース前に再確認!~

■Web通信講座/全2回(160分) ■担当講師:阿部 史生

総合問題を解く際に必要となる相続人やみなし財産、債務控除、生前贈与、税額控除等といった基礎論点及び土地等の評価や非上場株式等の評価、金融商品の評価などの頻出論点を中心に、本試験で必要となる論点を上級コース開講前に確認し、これらを総合問題で実践します。 当だこを受講して集中的に復習するべき項目を把握し、スムーズに上級コースを始められるようにしましょう。

#### <こんな方にオススメ>

・基礎論点が曖昧になっている方・上級コース開講前に総合問題の感覚を確認しておきたい方

#### <学習テーマ>

第1回:講義(相続人・みなし財産・債務控除・土地等の評価・非上場株式等の評価・金融商品の評価など)

第2回 :総合問題(計算)の演習&解説

※演習問題は自己採点となります。 ※年内上級演習を受講されている方は内容が重複いたします。予めご了承ください。